

令和5年6月清須市議会定例会会議録

令和5年6月1日、令和5年6月清須市議会定例会は清須市議会議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 伊藤奈美 | 2番 | 浅妻奈々子 |
| 3番 | 齊藤紗綾香 | 4番 | 土本千亜紀 |
| 5番 | 松岡繁知 | 6番 | 山内徳彦 |
| 7番 | 富田雄二 | 8番 | 松川秀康 |
| 9番 | 大塚祥之 | 10番 | 小崎進一 |
| 11番 | 飛永勝次 | 12番 | 野々部 享 |
| 13番 | 岡山克彦 | 14番 | 林 真子 |
| 15番 | 加藤光則 | 16番 | 高橋哲生 |
| 17番 | 伊藤嘉起 | 18番 | 久野 茂 |
| 19番 | 浅井泰三 | 20番 | 成田義之 |
| 21番 | 天野武藏 | | |

計 21名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 永 | 田 | 純 | 夫 | | |
| 副 | 市 | 長 | 葛 | 谷 | 賢 | 二 | |
| 教 | 育 | 長 | 天 | 埜 | 幸 | 治 | |
| 企 | 画 | 部 | 長 | 河 | 口 | 直 | 彦 |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 岩 | 田 | 喜 | 一 |

| | |
|---------------------------------|-----------|
| 危 機 管 理 部 長 | 丹 羽 久 登 |
| 市 民 環 境 部 長 | 石 田 隆 |
| 健 康 福 祉 部 長 | 加 藤 久 喜 |
| 建 設 部 長 | 長 谷 川 久 高 |
| 会 計 管 理 者 | 三 輪 好 邦 |
| 教 育 部 長 | 石 黒 直 人 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 吉 田 敬 |
| 総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長 | 楢 本 雄 介 |
| 総 務 部 次 長 兼 財 産 管 理 課 長 | 飯 田 英 晴 |
| 総 務 部 次 長 兼 収 納 課 長 | 辻 清 岳 |
| 市 民 環 境 部 次 長 兼 生 活 環 境 課 長 | 松 村 和 浩 |
| 健 康 福 祉 部 次 長 兼 子 育 て 支 援 課 長 | 吉 野 厚 之 |
| 健 康 福 祉 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長 | 古 川 伊 都 子 |
| 建 設 部 参 事 | 猿 渡 一 樹 |
| 人 事 秘 書 課 長 | 岡 田 善 紀 |
| 企 画 政 策 課 長 | 林 智 雄 |
| 企 業 誘 致 課 長 | 沢 田 茂 |
| 財 政 課 長 | 服 部 浩 之 |
| 税 務 課 長 | 渡 辺 由 利 子 |
| 危 機 管 理 課 長 | 舟 橋 監 司 |
| 市 民 課 長 | 藏 城 浩 司 |
| 保 險 年 金 課 長 | 浅 野 英 樹 |
| 産 業 課 長 | 梶 浦 庄 治 |
| 西 枇 杷 島 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長 | 下 村 辰 之 |
| 清 洲 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長 | 石 田 讓 |
| 春 日 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長 | 佐 藤 嘉 起 |
| 社 会 福 祉 課 長 | 鈴 木 許 行 |
| 高 齢 福 祉 課 長 | 寺 社 下 葉 子 |
| 土 木 課 長 | 村 瀬 巧 |

| | |
|----------------|---------|
| 都 市 計 画 課 長 | 鈴 木 雅 貴 |
| 上 下 水 道 課 長 | 伊 藤 嘉 規 |
| 新清洲駅周辺まちづくり課長 | 前 田 敬 春 |
| 会 計 課 長 | 平 野 嘉 也 |
| 学 校 教 育 課 長 | 瀬 尾 光 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 大 沼 賀 敬 |
| ス ポ ー ツ 課 長 | 高 山 敬 |
| 学校給食センター管理事務所長 | 吉 田 剛 |
| 監 査 課 長 | 木 全 信 行 |

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

| | |
|----------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 後 藤 邦 夫 |
| 議会事務局次長兼議事調査課長 | 鹿 島 康 浩 |
| 議 事 調 査 課 主 任 | 清 本 紫 音 |

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 議案第33号 清須市税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第34号 清須市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第35号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第10 議案第36号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例案

- 日程第 1 1 議案第 3 7 号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 2 議案第 3 8 号 工事請負契約（清須市（仮称）五条川防災センター新築工事）の締結について
- 日程第 1 3 議案第 3 9 号 工事請負契約（清須市清洲総合福祉センター大規模改修工事）の締結について
- 日程第 1 4 議案第 4 0 号 工事請負契約（清須市春日公民館大ホール特定天井等改修工事）の締結について
- 日程第 1 5 議案第 4 1 号 工事請負契約（清須市立図書館空調設備等改修工事）の締結について
- 日程第 1 6 議案第 4 2 号 令和 5 年度清須市一般会計補正予算（第 3 号）案
- 日程第 1 7 議案第 4 3 号 令和 5 年度清須市一般会計補正予算（第 4 号）案
- 日程第 1 8 報告第 4 号 令和 4 年度清須市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 1 9 報告第 5 号 令和 4 年度清須市下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 2 0 報告第 6 号 専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告について
- 日程第 2 1 発議第 2 号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書（案）

（ 傍聴者 0 名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (伊藤 嘉起君)

おはようございます。

定刻になりましたので、令和5年6月清須市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、21名でございます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、6番山内議員並びに7番富田議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月26日までの26日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月26日までの26日間と決定いたします。

日程第3、諸般の報告をいたします。

議会閉会中の動向について報告いたします。

お手元に配付してあります議員活動状況報告書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

次に、市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定により、尾張土地開発公社・令和5年度事業計画及び予算書が、また、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年1月分から4月分までの現金出納の検査の結果について、それぞれ議会宛てに提出されておりますので、受理したことを報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。

これより議案の審議に入りますが、日程第4、諮問第1号から日程第20、報告第6号までを一括議題とし、市長から提案理由の説明を受けます。

日程第4、諮問第1号から日程第6、諮問第3号までの3案件につきましては人事案件でございますので、委員会付託を省略し、本日採決したいと思います。

採決の方法は、人事案件ですので、起立ではなく簡易表決とし、採決に先立ち質疑を行うこととなります。その後、日程第7、議案第33号から日程第20、報告第6号までの14案件につきましては担当部長より内容の説明を受けますが、所管が連続している場合は、一括して内容の説明を受けます。

日程第7、議案第33号から日程第15、議案第41号まで及び日程第17、議案第43号の10案件につきましては、本日は提案理由及び内容説明を受けるのみで散会し、質疑のある方は6月8日正午までに発言通告書を提出していただき、6月13日の本会議において質疑を行った後、各常任委員会に審査を付託いたしたいと思っております。

なお、日程第16、議案第42号につきましては委員会付託を省略し、本日、質疑、討論を受け、採決を行うことが議会運営委員会において決定しております。

また、日程第18、報告第4号から日程第20、報告第6号までの3案件につきましては、担当部長より内容の説明を受けるのみとなります。

以上のような進め方でございますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました方法で行うことに決定いたします。

日程第4、諮問第1号から日程第20、報告第6号までを一括議題といたします。

提案理由を市長より一括して受けます。

永田市長。

< 市長 (永田 純夫君) 登壇 >

市長 (永田 純夫君)

おはようございます。

本日は、令和5年6月清須市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙にも関わらず御出席を賜りありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件は、御配付いたしました市長提出議案等のとおり、人権擁護委員の諮問3件、一部改正条例案5件、工事請負契約の締結4件、一般会計補正予算案2件、令和4年度繰越計算書などの報告3件でございます。諮問3件及び議案第42号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第3号）案につきましては、本日、御審議と御議決を賜りたいと存じます。

それでは、各案件について、順次、提案理由を説明いたします。

諮問第1号から第3号まで、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、引き続き、平松俊幸氏に人権擁護委員として御活躍をいただくとともに、新たに伊藤泉三氏及び高木敦司氏を人権擁護委員として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。それぞれの方の経歴は御配付いたしました諮問案の裏面に記載をいたしました。

議案第33号 清須市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い森林環境税の導入に係る規定の整理等を行うため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第34号 清須市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、有料自転車等駐車場である清洲駅自転車駐車場の供用開始に伴い、無料自転車等駐車場である清洲駅前自転車駐車場及び清洲駅東自転車駐車場を廃止するため条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第35号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、生活保護に係る医療扶助における個人番号カードを用いたオンライン資格確認の導入への対応に向け、個人番号を独自に利用することができる事務に生活保護法による保護の決定等に準じて外国人に対して行う事務を追加するため条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第36号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い規定を整理するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第37号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例案につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い規定を整理するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第38号 工事請負契約（清須市（仮称）五条川防災センター新築工事）の締結につきましては、総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札により落札いたしました株式会社宇佐美組名古屋支店と清須市（仮称）五条川防災センター新築工事に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第39号 工事請負契約（清須市清洲総合福祉センター大規模改修工事）の締結につきましては、総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札により落札いたしました美吉建設株式会社清須支店と清須市清洲総合福祉センター大規模工事に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第40号 工事請負契約（清須市春日公民館大ホール特定天井等改修工事）の締結につきましては、総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札により落札いたしました昭和土建株式会社と清須市春日公民館大ホール特定天井等改修工事に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第41号 工事請負契約（清須市立図書館空調設備等改修工事）の締結につきましては、総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札により落札いたしました日本空調サービス株式会社名古屋支店と清須市立図書館空調設備等改修工事に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第42号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第3号）案につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、食料品などの物価高騰の影響を受ける住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり3万円の給付金を支給するとともに、市内の経済活性化に向けたプレミアム付商品券の発行事業を行うため、所要の補正を行うことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものでございます。補正額は、2億9千462万9千円を追加し、予算の総額は312億1千905万6千円となります。

議案第43号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第4号）案につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、食料品などの物価高騰の影響を受ける子育て世帯への支援として市立小中学校の学校給食費を3か月間無償化するとともに、市内の経済活性

化に向けたキャッシュレス決済利用者へのポイント還元事業を行うなど、所要の補正を行うことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものでございます。補正額は、8千947万5千円を追加し、予算の総額は313億853万1千円となります。

報告第4号 令和4年度清須市一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、医療費支給事務事業をはじめ12事業の繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告をするものでございます。繰越額は、7億4千855万8千264円でございます。

報告第5号 令和4年度清須市下水道事業会計予算繰越計算書につきましては、汚水管渠整備事業をはじめ4事業の建設改良費の繰越計算書について、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告をするものでございます。繰越額は、6億8千440万2千円でございます。

報告第6号 専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第2項の規定により議会に報告をするものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては担当者から説明させますので、十分に御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

質疑はございませんので、質疑を終了し、採決を行います。

日程第4、諮問第1号についてお諮りいたします。

人権擁護委員に平松俊幸氏を適任とすることに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

異議なしと認め、平松俊幸氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第5、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて質疑を受

けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

質疑はございませんので、質疑を終了し、採決を行います。

日程第5、諮問第2号についてお諮りいたします。

人権擁護委員に伊藤泉三氏を適任とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

異議なしと認め、伊藤泉三氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第6、諮問第3号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

質疑はございませんので、質疑を終了し、採決を行います。

日程第6、諮問第3号についてお諮りいたします。

人権擁護委員に高木敦司氏を適任とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

異議なしと認め、高木敦司氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第7、議案第33号 清須市税条例の一部を改正する条例案及び日程第8、議案第34号 清須市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案の2案件について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長 (岩田 喜一君) 登壇 >

総務部長 (岩田 喜一君)

総務部長、岩田です。

議案第33号及び議案第34号を続けて御説明します。

それでは、令和5年6月清須市議会定例会市長提出議案等の7ページを御覧ください。

議案第33号

清須市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年6月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、森林環境税の導入に係る規定の整理等を行う必要があるからです。

1枚はねていただきまして、左側の8ページを御覧ください。黄緑色の表紙の参考資料①市長提出議案等説明資料の4ページも併せて御覧いただくと幸いです。

清須市税条例の一部を改正する条例案

清須市税条例の一部を改正する条例

清須市税条例の一部を次のように改正する。

主な改正内容は4点です。個人市民税2点、軽自動車税2点です。

まず、個人市民税です。

1段落目の第34条の9と下から6行目の第38条から右側9ページの中ほどの下、第47条の6までの改正は森林環境税の導入に係る規定の整理です。令和6年度から導入される森林環境税、個人市民税の均等割と併せて、1人1年度あたり千円賦課徴収するものについて、賦課徴収の方法、納税通知書の記載事項、その他必要な手続に係る規定の整理です。

左側の8ページにお戻りいただきまして、2段落目の第36条の3の2の改正は、扶養親族等申告書の記載事項の簡素化です。扶養親族等申告書について、前年に記載した事項から異動がないときは、記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載することができるようにするものです。

次に、軽自動車税です。

右側9ページの下から7行目、第82条第1号エの改正は、特定小型原動機付自転車に係る規定の整備です。新たな区分として設けられる特定小型原動機付自転車、電動キックボード等のことですが、第一種原動機付自転車として種別割2千円を課すこととします。

その下の附則第15条の2改正は、軽自動車税の賦課徴収に係る特例の変更です。

自動車メーカーの不正により生じた納税不足額に係る納税義務を当該自動車メーカーに負わせ

る特例について、再発防止の観点から、徴収に際して加算する割合を10%から35%へ引き上げるものです。

附則です。

1枚はねていただきまして、左側10ページを御覧ください。

第1条は施行期日です。この条例は令和5年7月1日から施行する。ただし、森林環境税の導入に係る規定の整理と軽自動車税の賦課徴収に係る特例の変更は、令和6年1月1日、扶養親族等申告書の記載事項の簡素化は、令和7年1月1日から施行するものです。

第2条の規定は市民税に関する経過措置、第3条の規定は軽自動車税に関する経過措置の規定です。

議案第33号の説明は以上です。

続いて、議案第34号について御説明します。

右側の11ページを御覧ください。

議案第34号

清須市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年6月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、有料自転車等駐車場である清洲駅自転車駐車場の供用開始に伴い、無料自転車等駐車場である清洲駅前自転車駐車場及び清洲駅東自転車駐車場を廃止するため、必要があるからです。

1枚はねていただきまして、左側の12ページを御覧ください。黄緑色の表紙の参考資料①市長提出議案等説明資料の5ページと、灰色の表紙の参考資料②条例改正案新旧対照表の9ページも併せて御覧いただくと幸いです。

清須市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

清須市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

清須市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2に規定する無料自転車等駐車場のうち新旧対照表を御覧いただきまして、右側の旧の表から、清洲駅前自転車駐車場の項及び清洲駅東自転車駐車場の項を削るものです。

附則です。

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

有料の清洲駅自転車駐車場は7月1日から供用開始されますので、無料の自転車駐車場2か所の利用は6月30日までとなります。

議案第34号の説明は以上です。

以上で、議案第33号及び議案第34号の説明を終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第9、議案第35号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案、日程第10、議案第36号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び日程第11、議案第37号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の3案件について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

加藤健康福祉部長。

< 健康福祉部長（加藤 久喜君）登壇 >

健康福祉部長（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

議案第35号から議案第37号までを一括して説明をいたします。

令和5年6月清須市議会定例会市長提出議案等と黄緑色の参考資料①の市長提出議案等説明資料、灰色の参考資料②の新旧対照表をお願いいたします。

市長提出議案等の13ページを御覧ください。

議案第35号

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年6月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、生活保護に係る医療扶助における個人番号カードを用いたオンライン

資格確認の導入に対応するため、個人番号を独自に利用することができる事務に生活保護法による保護の決定等に準じて外国人に対して行う事務を追加する必要があるからです。

1枚はねていただきまして、14ページを御覧ください。

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

黄緑色の説明資料の6ページ、新旧対照表を10ページ以降を縦に御覧ください。

改正内容になります。

こちらの条例改正は、生活保護に係る医療扶助における個人番号カードを用いたオンライン資格確認の導入に対応するため、個人番号を独自に利用することができる事務に生活保護法による保護の決定等に準じて外国人に対して行う事務を追加するものです。

別表第1関係では、個人番号を独自に利用することができる事務として、生活保護法による事務に準じて外国人に対して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金、または進学準備給付金の支給等に係る事務を追加します。

また、別表第2では、別表第1関係での個人番号を独自に利用することができる事務の追加に伴い、市長部局内において連携することができる特定個人情報として、医療保険給付の支給、又は保険料の徴収に関する情報、地方税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報等を追加しております。

また、附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

議案第35号の説明は以上となります。

次に、議案第36号の説明をいたします。

市長提出議案等の17ページを御覧ください。

議案第36号

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和5年6月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるからです。

1枚はねていただきまして、18ページを御覧ください。

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

黄緑の説明資料の7ページ、新旧対照表の13ページを縦に御覧ください。

改正内容の説明になります。

こちらの条例改正は、こども家庭庁の設置に伴い、所管大臣の変更として、第26条中の厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものです。

また、附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

議案第36号の説明は以上となります。

最後に、議案第37号の説明をいたします。

市長提出議案等の19ページを御覧ください。

議案第37号

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年6月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるからです。

1枚はねていただきまして、20ページを御覧ください。

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例案

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

黄緑色の説明資料 8 ページ、新旧対照表の 1 4 ページ以降を縦に御覧ください。

改正内容の説明になります。

こちらの条例改正は、こども家庭庁の設置に伴い、条項ずれの整理として、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 1 3 条、第 2 0 条、第 3 5 条、第 3 6 条、第 3 7 条、第 3 9 条、第 5 1 条及び第 5 2 条では、子ども・子育て支援法第 1 9 条第 1 項を子ども・子育て支援法第 1 9 条に改め、第 1 5 条では、学校教育法第 2 5 条を学校教育法第 2 5 条第 1 項に改め、また所管大臣の変更として第 1 5 条及び第 4 4 条では、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改正するものです。

また、附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

議案第 3 7 号の説明は以上となります。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第 1 2、議案第 3 8 号 工事請負契約（清須市（仮称）五条川防災センター新築工事）の締結について、危機管理部長より内容の説明を求めます。

丹羽危機管理部長。

< 危機管理部長（丹羽 久登君）登壇 >

危機管理部長（丹羽 久登君）

危機管理部長、丹羽です。

それでは、提出議案の 2 3 ページをお願いいたします。

議案第 3 8 号について御説明いたします。

議案第 3 8 号

工事請負契約（清須市（仮称）五条川防災センター新築工事）の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 清須市（仮称）五条川防災センター新築工事
- 2 契約の方法 総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札

3 契約の金額 5億8千531万円

4、契約の相手方 名古屋市守山区大森一丁目2701番地 株式会社宇佐美組名古屋支店
支店長 藤井 正

5 契約の期間 着手 契約の日の翌日、完了 令和6年3月29日

令和5年6月1日提出

清須市長 永田純夫

ページを1ページをおめくりいただき、24ページをお願いいたします。

工事入札結果報告の主な内容について御説明いたします。

本工事は、清洲庁舎跡地に指定避難所及び防災資機材等、備蓄施設としての機能を有する防災センターを新たに建設するもので、構造は鉄骨造2階建て、延べ床面積は1千344.57平方メートルとなります。

開札日は令和5年4月21日、入札参加業者は3社で、評価値が1.39と一番上位であった株式会社宇佐美組名古屋支店が落札者となりました。

なお、黄緑色の表紙の提出議案等説明資料の11ページ、12ページに参考図面として掲載してございます。

議案第38号の説明は以上です。

議 長（伊藤 嘉起君）

日程第13、議案第39号 工事請負契約（清須市清洲総合福祉センター大規模改修工事）の締結について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

加藤健康福祉部長。

< 健康福祉部長（加藤 久喜君）登壇 >

健康福祉部長（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。議案第39号の説明をいたします。

令和5年6月清須市議会定例会市長提出議案等と黄緑色の参考資料①の市長提出議案等説明資料をお願いいたします。

市長提出議案等の25ページと、黄緑色説明資料の13ページをお開きください。

議案第39号

工事請負契約（清須市清洲総合福祉センター大規模改修工事）の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定

により、議会の議決を求める。

記

1 契約の目的 清須市清洲総合福祉センター大規模改修工事

2 契約の方法 総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札

3 契約の金額 2億4千200万円

4 契約の相手方 愛知県清須市西枇杷島町北二ツ杵90番地 美吉建設株式会社清須支店

支店長 高田 昌稔

5 契約の期間 着手 契約の日の翌日、完了 令和6年3月29日

令和5年6月1日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、26ページをお願いします。

工事入札結果の報告となります。

主な内容について説明をさせていただきます。

工事名は、清須市清洲総合福祉センター大規模改修工事です。

工事箇所は、愛知県清須市一場古城604番地15

工事内容、（1）建築工事では、外壁、防水、内装工事等の改修工事

（2）電気設備工事では、施設照明設備等として、施設の照明をLED化する改修工事となります。

（3）機械設備工事では、空調・換気の設備の改修工事を行うものです。

開札日時は、令和5年4月21日です。

最下段にありますように、評価値では入札参加業者は2社であり、そのうち評価値が一番高い美吉建設株式会社清須支店が落札されました。

続いて、黄緑色の説明資料A3の15ページの参考図面を御覧ください。

清須市清洲総合福祉センター大規模改修工事の工事箇所について示した図面となります。

議案第39号についての説明は以上となります。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第14、議案第40号 工事請負契約（清須市春日公民館大ホール特定天井等改修工事）の締結について及び日程第15、議案第41号 工事請負契約（清須市立図書館空調設備等改修工事）の締結についての2案件について、教育部長より内容の説明を求めます。

石黒教育部長。

< 教育部長（石黒 直人君）登壇 >

教育部長（石黒 直人君）

教育部長の石黒でございます。議案第40号について御説明いたします。

令和5年6月清須市議会定例会市長提出議案等の27ページをお願いいたします。

議案第40号

工事請負契約（清須市春日公民館大ホール特定天井等改修工事）の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 清須市春日公民館大ホール特定天井等改修工事
- 2 契約の方法 総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札
- 3 契約の金額 1億7千490万円
- 4 契約の相手方 愛知県一宮市西島町5丁目8番地 昭和土建株式会社 代表取締役 尾関

栄司

- 5 契約の期間 着手 契約の日の翌日、完了 令和6年3月29日

令和5年6月1日提出

清須市長 永田純夫

おめくりいただきまして、28ページをお願いいたします。

工事入札結果について御報告いたします。

工事名は、清須市春日公民館大ホール特定天井等改修工事でございます。

工事箇所は、愛知県清須市春日東出8番地2でございます。

工事の内容は、大ホール客席特定天井改修のほか、エントランスホール天井シャンデリア撤去工事、東面ガラス飛散防止フィルムの施工及び空調改修工事でございます。

開札日は令和5年4月21日で、表の最下段にありますように、入札参加業者は2社で、評価値が1.17でありました昭和土建株式会社が落札者となりました。

工事概要及び参考図面につきましては、黄緑色の表紙の市長提出議案等説明資料の17ページ、19ページに掲載をさせていただきました。

議案第40号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第41号について御説明いたします。

令和5年6月清須市議会定例会市長提出議案等の29ページをお願いいたします。

議案第41号

工事請負契約（清須市立図書館空調設備等改修工事）の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

1 契約の目的 清須市立図書館空調設備等改修工事

2 契約の方法 総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札

3 契約の金額 1億9千899万円

4 契約の相手方 名古屋市名東区小井堀町504番1号 日本空調サービス株式会社名古屋支店 支店長 白石一彦

5 契約の期間 着手 契約の日の翌日、完了 令和6年12月27日

令和5年6月1日提出

清須市長 永田純夫

おめくりいただきまして、30ページをお願いいたします。

工事入札結果について御報告いたします。

工事名は、清須市立図書館空調設備等改修工事でございます。

工事箇所は、愛知県清須市春日夢の森1番地でございます。

工事内容は、空調設備改修、高圧受変電設備改修でございます。

開札日は令和5年4月21日で、表の最下段にありますように、入札参加者は2名で、評価値が1.36でありました日本空調サービス株式会社名古屋支店が落札者となりました。

工事概要及び参考図面につきましては、黄緑色の表紙の市長提出議案等説明資料の21ページから24ページに掲載をさせていただきました。

議案第41号の説明は以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第16、議案第42号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第3号）案及び日程第17、議案第43号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第4号）案の2案件について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第42号及び議案第43号を続けて御説明します。

それでは、別冊の令和5年度一般会計補正予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

まず、議案第42号について御説明します。

議案第42号

令和5年度清須市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度清須市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9千462万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ312億1千905万6千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月1日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、左側の2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。

15款国庫支出金、補正額1億8千105万6千円の増額、2項国庫補助金です。

16款県支出金、補正額2千100万円の増額、2項県補助金です。

19款繰入金、補正額9千257万3千円の増額、2項基金繰入金です。

右側の3ページを御覧ください。

歳出です。

3款民生費、補正額1億7千584万6千円の増額、1項社会福祉費です。

7款商工費、補正額1億1千878万3千円の増額、1項商工費です。

それでは、歳入と歳出事業の詳細を説明します。

1枚はねていただきまして、右側の色紙から補正予算（第3号）に関する説明書になります。

あと3枚はねていただきまして、8ページ、9ページを御覧ください。

まず、歳入です。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額1億8千105万6千円の増額、1節総務管理費補助金です。説明欄を御覧いただきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の新規計上です。この後、歳出で説明をする物価高騰緊急支援給付金給付事業と清須げんき商品券発行事業に充当する特定財源です。

16款県支出金、2項県補助金、5目商工費県補助金、補正額2千100万円の増額、1節商工費補助金です。説明欄を御覧いただきまして、げんき商店街推進事業費補助金の増額です。この後、歳出で説明をする清須げんき商品券発行事業に充当する特定財源2分の1の上限額2千100万円です。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、補正額9千257万3千円の増額、1節基金繰入金です。説明欄を御覧いただきまして、財政調整基金繰入金の増額です。本補正予算（第3号）案で不足する財源について財政調整基金から繰り入れるものです。この（第3号）補正後の財政調整基金現在高は11億439万円となります。

1枚はねていただきまして、10ページ、11ページを御覧ください。

歳出です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額1億7千584万6千円の増額、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までです。補正額の財源内訳の欄を御覧いただきますと、特定財源の国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、事業費7割の概算交付となっています。残りの3割は一般財源で計上されていますが、事業終了後、臨時交付金で精算されます。

説明欄を御覧いただきまして、物価高騰緊急支援給付金給付事業の新規計上です。国がエネルギー・食料品価格等の高騰への追加対策を決定したことから、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯などの低所得世帯に対して、1世帯当たり3万円の物価高騰緊急支援給付金を支給するものです。支給対象は、まず住民税非課税世帯で、基準日、令和5年6月1日において、世帯全員の令和5年度分の住民税が非課税である世帯となります。ただし、住民税が課税されているものの扶養親族のみからなる世帯を除きます。

支給世帯見込み数は5千300世帯です。あとは家計急変世帯で、予期せず家計が急変し、収入減少等により非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯です。120世帯を見込んでい

ます。

給付に要する手続は、住民税非課税世帯の通常世帯はプッシュ型で通知を送ります。令和5年1月2日以降に転入者がいる世帯と家計急変世帯は申請が必要となります。

事業のスケジュールは7月上旬に市ホームページ等で周知し、受付窓口及びコールセンターを設置します。4月中旬にプッシュ通知の発送及び申請の受付を開始します。最初の給付金の振り込みは7月下旬を予定しています。10月13日まで申請を受け付け、11月中旬に給付金の最終振り込みをする予定です。本事業は、速やかな周知と十分な申請期間を確保するため即決をお願いするものです。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、補正額1億1千878万3千円の増額、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までです。

説明欄を御覧いただきまして、清須げんき商品券発行事業の新規計上です。

エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受ける市民の消費を下支えするため、世帯で均等に購入可能なプレミアム付商品券を発行し、中小零細事業者の中でも商品券利用による誘客など自助努力を行うマル得店舗を重点的に支援するものです。

利用期間は8月1日から令和6年1月31日まで、販売冊数は6万冊です。

プレミアム率は30%、販売額は商品券1冊5千円で、券面額は6千500円、500円券が13枚です。1次販売のみ商品券1冊の購入につき、利用店舗に制限のあるマル得店舗専用商品券を500円分進呈します。7月上旬に市ホームページ及び広報で取扱い店舗を募集し、販売方法は購入引換券を広報8月号に同封し、8月31日までの1か月間、市内郵便局にて1次販売します。1世帯2冊までです。1次販売期間中に往復はがきで2次販売、世帯1回までの応募を受け付けます。

2次販売の販売上限冊数は、1次販売の残冊数及び応募世帯数に応じて決定します。2次販売は市内郵便局にて9月下旬から10月31日まで行います。本事業は商品券の取扱い店舗の募集など準備に時間を要することから、即決をお願いするものです。

ただいま御説明したとおり、本補正予算（第3号）案につきましては本日御審議いただき、可決いただけましたら速やかにそれぞれの事業について事務を進める予定です。

議案第42号の説明は以上です。

続いて、議案第43号について御説明します。

数枚はねていただきまして、17ページを御覧ください。

議案第43号

令和5年度清須市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度清須市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千947万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ313億853万1千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月1日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、左側の18ページを御覧ください。

黄緑色の表紙の参考資料①市長提出議案等説明資料27ページも併せて御覧いただくと幸いです。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。

15款国庫支出金、補正額1億31万8千円の増額、2項国庫補助金です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9千976万8千円の増額とクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金55万円の新規計上です。

16款県支出金、補正額274万2千円の増額、2項県補助金です。保育所等給食費軽減対策支援金の新規計上です。

19款繰入金、補正額6千196万2千円の増額、2項基金繰入金です。本補正予算（第4号）案で不足する財源について財政調整基金から繰り入れるものです。この（第4号）補正後の財政調整基金の現在高は10億4千242万8千円となります。

21款諸収入、補正額7千554万7千円の減額、5項雑入です。9月から11月まで3か月間限定で実施する市立小中学校給食費無償化に伴う学校給食費の減額です。

右側の19ページを御覧ください。歳出です。

2款総務費、補正額7千602万6千円の増額、1項総務管理費です。キャッシュレス決済ポイント還元費の新規計上です。エネルギー・食料品価格等の高騰が続く中で、市内消費を下支えし、地域経済の活性化を図るため、市内の対象店舗においてキャッシュレス決済ポイント還元事

業を行います。国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当します。

3 款民生費、補正額 9 9 9 万 2 千円の増額、1 項社会福祉費と 2 項児童福祉費です。

1 項社会福祉費は、令和 5 年 3 月 3 0 日付の指定寄附 5 0 0 万円を財源とした社会福祉事業に使用する福祉車両、車椅子仕様のハイブリッド車と高齢者福祉事業に使用する電気自動車の購入費です。国庫補助金のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金を充当します。

2 項児童福祉費は、保育所等給食費軽減対策支援費の新規計上です。民間の保育所等の給食を支援し、物価高騰に直面する事業者や保護者の負担軽減を図ります。国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と県補助金の保育所等給食費軽減対策支援金を充当します。

1 0 款教育費、補正額 3 4 5 万 7 千円の増額、1 項教育総務費と 6 項保健体育費です。

1 項教育総務費は、学校給食費等臨時給付金費の新規計上です。物価高騰の影響を受ける子育て世代を支援するため、この後説明をする学校給食費無償化の対象とならない市外の小学校及び中学校に通学している児童等の保護者に給付金を支給します。国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当します。

6 項保健体育費は、財源組替えです。物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、9 月から 1 1 月までの 3 か月間限定で、市立小中学校の給食費を無償化します。学校給食費から組み替える財源には、国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用します。

議案第 4 3 号の説明は以上です。

以上で議案第 4 2 及び議案第 4 3 号の説明を終わります。

議 長（伊藤 嘉起君）

ここで 1 0 時 4 5 分まで休憩といたします。

（ 時に午前 1 0 時 2 9 分 休憩 ）

（ 時に午前 1 0 時 4 5 分 再開 ）

議 長（伊藤 嘉起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 1 6、議案第 4 2 号 令和 5 年度清須市一般会計補正予算（第 3 号）案は、本日採決することが決定しております。

これより、質疑、討論を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は挙手をし、議長の許可を得てから自席で議席番号と名前、役職名を述べてからそれぞれ行ってください。

また、討論につきましては挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。
日程第16、議案第42号について、質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

質疑ないようですので、これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第42号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長 (伊藤 嘉起君)

ありがとうございました。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、報告第4号 令和4年度清須市一般会計繰越明許費繰越計算書について、総務部長より説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長 (岩田 喜一君) 登壇 >

総務部長 (岩田 喜一君)

総務部長、岩田です。

報告第4号について御説明します。

令和5年6月清須市議会定例会市長提出議案等の31ページを御覧ください。

報告第4号

令和4年度清須市一般会計繰越明許費繰越計算書について

翌年度の令和5年度に繰り越した令和4年度清須市一般会計補正予算（第7号）第2表の繰越明許費、令和4年度清須市一般会計補正予算（第9号）第2表の繰越明許費及び令和4年度清須市一般会計補正予算（第11号）第2表の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告する。

令和5年6月1日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、32、33ページを右に90度傾けて御覧ください。

令和4年度清須市一般会計繰越明許費繰越計算書

全部で12事業です。

3款民生費、1項社会福祉費の医療費支給事務事業、翌年度繰越額231万円は、子ども医療費の対象者拡大のためのシステム改修費で、財源は一般財源です。7月末の完了を予定しています。

2項児童福祉費の子育て世帯生活応援給付金給付事業、翌年度繰越額101万円は、令和5年3月末までの新生児への給付金を支給するにあたり4月以降も申請受付給付を行ったため、財源は一般財源です。5月末に完了しています。

4款衛生費、1項保健衛生費の新型コロナウイルス予防接種事業、翌年度繰越額577万151円は、接種費の支払いやコールセンターの設置など4月以降も引き続き対応が必要となったため、財源は国庫支出金です。6月末の完了を予定しています。

6款農林水産業費、1項農業費の土地改良事業、翌年度繰越額144万1千858円は、用地取得に係る権利者との調整に不測の日数を要したため、財源は一般財源です。9月末の完了を予定しています。

8款土木費、1項土木管理費の地籍調査事業、翌年度繰越額91万3千円は、筆界認定に係る権利者との調整に不測の日数を要したため、財源は一般財源です。令和6年3月末の完了を予定しています。

2項道路橋梁費の橋梁維持補修事業、翌年度繰越額6千39万9千100円は、新川小橋右岸橋脚補修工事において、工法変更などにより施工に不測の日数を要したため、財源は国庫補助金と一般財源です。7月末の完了を予定しています。

4項都市計画費のうち清洲駅前土地区画整理事業、翌年度繰越額6千720万円と新清洲駅北

土地区画整理事業、翌年度繰越額 2 億 8 千 3 4 1 万 7 2 9 円は、施工区域内の埋設物の移転などに不測の日数を要したため、財源は国庫支出金と地方債、一般財源です。清洲駅前土地区画整理事業は 5 月末に完了しています。新清洲駅北土地区画整理事業は 9 月末の完了を予定しています。

鉄道高架整備事業、翌年度繰越額 4 千 4 6 1 万 7 千 6 7 8 円と西市場廻間線等整備事業、翌年度繰越額 8 千 2 8 万 1 千 9 1 4 円。下本町丸之内線等整備事業、翌年度繰越額 1 億 7 千 9 8 4 万 1 千 8 3 4 円は、用地取得に係る権利者との交渉に不測の日数を要したため、財源は、鉄道高架整備事業はその他用地確保に係る国権の保証金と一般財源、西市場廻間線等整備事業と下本町丸之内線等整備事業は、国庫支出金と地方債、一般財源です。それぞれ 9 月末の完了を予定しています。

都市下水路等整備事業、翌年度繰越額 2 千 1 3 6 万 2 千円は、古城ポンプ場 3 号ポンプ分解整備工事において追加工事の施工に不測の日数を要したため、財源は一般財源です。6 月末の完了を予定しています。

一番下の合計欄を御覧ください。全 1 2 事業の合計額です。繰越明許費予算額は 7 億 7 千 3 3 1 万 8 千円、翌年度繰越額は 7 億 4 千 8 5 5 万 8 千 2 6 4 円、既収入特定財源は 0 円、未収入特定財源は、国庫支出金 2 億 4 千 1 5 0 万 1 5 1 円、地方債 2 億 8 千 2 0 0 万円、その他 4 千 1 7 9 万 6 7 8 円の計 5 億 6 千 5 2 9 万 8 2 9 円、一般財源は 1 億 8 千 3 2 6 万 7 千 4 3 5 円です。

報告第 4 号の説明は以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第 1 9、報告第 5 号 令和 4 年度清須市下水道事業会計予算繰越計算書について及び日程第 2 0、報告第 6 号 専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告についての 2 案件について、建設部長より報告を求めます。

長谷川建設部長。

< 建設部長（長谷川 久高君）登壇 >

建設部長（長谷川 久高君）

建設部長、長谷川です。

それでは、報告第 5 号及び第 6 号について説明いたします。

市長提出議案等の 3 5 ページをお願いいたします。黄緑色の説明資料 3 0 ページも併せて御覧

ください。

報告第5号

令和4年度清須市下水道事業会計予算繰越計算書について

翌年度に繰り越した令和4年度清須市下水道事業会計予算について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告する。

令和5年6月1日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、36ページを横にして御覧ください。

令和4年度清須市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額、全部で4事業です。

1款資本的支出、1項建設改良費、污水管渠整備事業は、管渠整備及び補償工事の繰越しで、翌年度繰越額1億7千230万6千円。他事業との調整に期間を必要となったため繰り越すものでございます。

2つ目、土田排水区雨水管渠整備事業は管渠整備費で、翌年度繰越額1億8千269万6千円、同じく他事業との調整に期間を要するため繰り越すものでございます。

続きまして、堀江ポンプ場ストックマネジメント事業は電気設備工事で、翌年度繰越額1億7千900万円。資材の入手が困難となったため繰り越すものでございます。

4番目、豊田川ポンプ場ストックマネジメント事業は、水処理設備、ポンプ設備及び電気設備工事の繰越しで、翌年度繰越額1億5千40万円。資材の入手に時間を要したため繰り越すものでございます。なお、財源内訳につきましては、4事業とも企業債、国庫補助金、損益勘定留保資金等です。

一番下の合計欄を御覧ください。

予算計上額は6億8千440万2千円、翌年度繰越額は同額の6億8千440万2千円、財源内訳は、企業債2億4千660万円、国庫補助金2億210万円、損益勘定留保資金等2億3千570万2千円です。

報告第5号の説明は以上です。

引き続き、報告第6号について説明いたします。

市長提出議案等の37ページをお開きください。

報告第6号

専決処分した事件の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した事件について同条第2項の規定により議事に報告する。

令和5年6月1日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、38ページを横にして御覧ください。

損害賠償の額を定め、和解することについて、建設部所管分です。

専決処分年月日 令和5年1月31日

発生年月日 令和4年8月22日

相手方の住所・氏名等につきましては、記載のとおりでございます。

損害賠償の額は3万712円です。

事件概要は、清須市阿原九丁田132番地内の道路において、当該道路に開いていた穴が原因となる自動車のタイヤ及びホイールの損傷事故が発生し、相手方に物的損害を与えたもので、保険で対応しております。

以上で、報告第5号及び報告第6号の説明を終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

これで報告第4号から報告第6号までの報告を終わります。

日程第21、発議第2号につきましては、本日は提案理由及び内容説明を受けるのみで散会し、6月13日の本会議において建設文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思っております。

このような進め方でございますが、御異議ございませんでしょうか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました方法で行うことに決定をいたします。

日程第21、発議第2号、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者であります飛永議員より、提案理由及びその内容の説明を求めます。

説明は発言席でお願いをいたします。

飛永議員。

< 11番議員（飛永 勝次君）登壇 >

11番議員（飛永 勝次君）

議席11番、飛永勝次。発議第2号につきまして内容の説明をさせていただきます。

発議第2号

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書（案）

このことについて、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和5年6月1日提出

提出者、清須市議会議員 飛永勝次

賛成者 林 真子、土本千亜紀。

それでは、1枚おめくりいただいて、意見書の朗読をもって内容の理由と説明とさせていただきます。

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書（案）

文部科学省「学校基本調査」によると、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、10年間で特別支援学校については学校数が約11%増加、児童生徒数は約14.3%増加、特別支援学級は1.6倍に増え、児童生徒数は2.1倍に増加している。また、通級による指導を受けている児童生徒数は約2.6倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっている。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠である。また、今日、共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づき、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも、我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要である。

よって、政府においては、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子どもの増加や、様々な障がいのある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向けて、以下の事項について財政措置を含めた特段の措置を講じることを求める。

1 特別支援教育支援員の適切な配置

障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室移動の補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置への支援。

2 特別支援教育コーディネーターの適切な配置

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子どもたちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネーターの適切な配置への支援。

3 看護師等の専門家の適切な配置

医療的ケアが必要な子どもや、障がいのある子どもへの支援を的確に実施するために、看護師、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等の専門家の必要に応じた適切な配置への支援。

4 特別支援学校のセンター的機能の強化

各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるために、担当の教員だけでなく、学校長等に対する指導や研修等を実施し、校内全体での取組を促進するために、特別支援学校のセンター的機能強化への支援。

5 特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置

GIGAスクール構想により整備された1人1台の端末を、特別支援学級や特別支援学校において、授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するための特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置への支援。

6 特別支援学校教諭免許状の取得支援

特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得率は87.2%となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、教職員への取得支援の強化や、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等、教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得への支援。併せて、特別免許状についても強力で推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年●月●日

清須市議会

文部科学大臣、財務大臣宛

委員の皆様には御理解いただいた上、御賛同賜りますようどうかよろしくお願いをいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、次回の本会議は、6月8日午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会といたします。

早朝より大変ご苦労さまでございました。

(時に午前 1 1 時 0 5 分 散会)